

---

## 平成22年第6回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成22年12月8日(水)

---

### 1. 議事日程第2号

平成22年12月8日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第75号から議案第85号)

第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第75号から議案第85号、請願2件、陳情4件)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第75号から議案第85号)

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第75号から議案第85号、請願2件、陳情4件)

---

### 出席議員(16名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	6 番	河野博文
7 番	高田修治	8 番	宿利俊行
9 番	松本義臣	10番	清藤一憲
11番	江藤徳美	12番	秦時雄
13番	日隈久美男	14番	後藤勲
15番	片山博雅	16番	藤本勝美

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 小川敬文

議事係長(書記) 小野英一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	松 山 照 夫
財 政 課 長	帆 足 博 充	地域力創造課長	河 島 広太郎
税 務 課 長	帆 足 一 大	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	横 山 弘 康	建設課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	宿 利 博 実	商工観光振興 室 長	河 島 公 司
水 道 課 長	村 口 和 好	会計管理者兼 会 計 課 長	麻 生 太 一
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大 蔵 順 一	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	野 田 教 世
わらべの館館長	中 川 英 則	行 政 係 長	石 井 信 彦

---

午前10時00分開議

○議 長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明の言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑

○議 長（藤本勝美君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集1 ページです。

議案第75号、玖珠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 6 番河野です。

この議案の条例の中で、第3条の5番の職員のサービスの状況と6番の職員の研修及び勤務成績の評定の状況等ございますが、具体的にどのようなことを公表されるお考えかお聞かせください。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 5番目の職員のサービスの状況でありますけども、これは、有給休暇の取得状況等になります。それから、職員の研修及び勤務成績の評定の状況については、職員の具体的な研修があります。県の機構を使ったり、そうした状況等です。それから勤務成績の評定の状況については、現在、具体的な勤務評定の状況がございませんので、このことについては、白紙で今出しているという状況にあります。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 6 番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 今言われたんですけど、個人的に出されるということで理解していいんですか。そして今、白紙だということですけど、条例を出すのに白紙というのもちょっとおかしいような気もするんですけど。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 誤解があってはけませんので、すみません。

個人ごとの研修状況については、出しておりません。具体的な庁内研修、基本研修、職務研修という分類で、研修名で、例えば新採用職員研修とか税務研修、新任課長研修、こうしたものに何人参加をしているかということでやっています。個人ごとではありません。

それから評定の状況について、失礼しました。先ほど私が白紙ということを変失礼しました。これは、評定回数及び時期、それから評定対象期間、これは1月1日から12月31日までで、評定結果の活用方法については、昇任、昇格、全員198名やったとかそういう報告をしております。そういうことで訂正お願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 6 番河野博文君。

○6 番（河野博文君） ということは、別に個人的には何も無いということで理解していいですか。

○総務課長（松山照夫君） はい。

○議長（藤本勝美君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第76号、公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 5番工藤です。

この条例は新たな制定ということで、私は、体験としては自分ながら初めてですが、この条例は、例えば例規集によってどこに入るのか、第4類とか第5類がありますが、どこに入るのか。そしてまた、派遣の、第2条の派遣の職員について書かれております。まず対象となる方は、非常勤職員又は臨時的に任用されている職員、そして今度（2）には、条件附採用とされている職員とか、こういうことが対象になる。あとの方はそれに当たらないのか。そしてもう1つは、派遣のときに最高制限期間等は、そういうのは関係ないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

まず、質問順番がちょっと違いますが、条例第2条の2項、今申しました非常勤職員又は臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員、こうした方々は、これは派遣から除外しますという規定です。そういう解釈でございますから勘違いをされないようにお願いします。

それから、任期の方は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがありますが、これは最高5年ということになっておりますが、現実的に今、各団体の状況を見てみますと、概ね2年から3年というのが一般的であるということでございます。

それから、条例の目次の中どこに入るかということでもありますけども、これは、第5類の職員のあたりに入るんじゃないかなと思います。これはちょっとまだ研究してませんが、そのあたりになるかと思えます。

○議長（藤本勝美君） ほかにございませんか。

14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 14番後藤でございます。

ちょっと確認させていただきたいと思うんですけども、この公益的法人等への職員の派遣というのは、職員の研修という意味合いも含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっと確かめたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 派遣することによって確かに職員自身の研修にもなりますし、そのことが我が玖珠町の行政的にプラスになるという考え方でそういう派遣研修を行うものでございます。

○議長（藤本勝美君） 14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 後藤ですが、今の答弁をお聞きいたしまして、私自身、職員が新たな視点から研修し、より広い視野によって町の充実、発展につながればと条例を整えることを長年望んでいました。今回の議案第76号による公益的法人等への玖珠町職員の派遣等に関する条例の議案提出は、前

向きな姿勢の表れだと理解いたします。私は、恐らく派遣しようとする公益的法人は検討されているのではないかと考えます。そこで、今議会において一般質問もさせていただきますが、我が町と縁の深い、千葉県柏市廣池学園内にあります財団法人モラロジー研究所が、職員研修には最適でないかと思っておりますが、検討の中に入っておりますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

今回のこの派遣先の特定でございますけども、一般社団法人、一般財団法人、あるいは法律で定められた特定の法人ということになっております。あるいは全国レベルの団体というようなことでありますけども、確かにそういう法律解釈から言えば、今申されました廣池学園モラロジー研究所ですか、これは確かに文部省から認可されました社会教育団体でありますし、総務省から認可されてます財団法人だということになりますから、これに叶うかも知れませんが、現段階では、この条例を作る段階においては、そういうことは想定しておりません。ということでございます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 6番河野です。

4条の派遣職員の給与のことなんですけど、100分の100以内を支給することができるかと書いてありますが、もし出向先、職務に就く場所が都市部であったり、ちょっと遠いところであったりするとすね、今の給与でそのまま、例えば東京なら東京の公益法人とかに行くようなことがあったときに、町部の給料とこちらの給料では対応できないところがあると思うんですけど、その辺はあくまで100分の100ということですか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） この条例の背景は、基本的には、派遣を求めてくる団体の方が支給をしていただくというのが背景でございます。仮に派遣先の業務内容が、例えば玖珠町と全く同じ研究をしているとか仕事をしているような団体については、こちらが出してもいいんじゃないかというふうな規定でございますから、その場合には100分の100ということで、都市部の給与体系なんかあるかと思いますが、そうした場合には、こちらが出すような状況になれば、そのときにはもう一度この支給内容というものについて詳細に精査をして、条例整備しなきゃならないだろうと、あるいは規則で整備しなきゃならないと思います。ですが、今の段階では、派遣される団体側が職員の給与を支給するという考えになっておりますので、これはあくまでも100分の100の支給というのは例外規定だと考えていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） 6番河野です。

そうなった場合ですと、派遣先が、じゃ今の100分の100分を出せない、自分とこの給与関係ではこのくらいの目安、まあ9割なら9割程度しかないんですけど、それでお願いしますと言ってそれを

職員さんに強要できるものですか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） そういう事態にはなかなかないだろうと思いますが、想定してなかったんですけども、どうしてもそれで町にとって必要なものとなれば、その分については補填という形で、やっぱり規則なり条例を整備しなきゃならないだろうと思います。

○議長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6番（河野博文君） やはりですね、その辺まで含めて考えてね、最初から条例をちゃんとしたものを作っていきべきじゃないかと思うんですけど、もう一回その辺は、この条例について考え直すあれはないですか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 条例と言えども、そうした情勢に変化したことで考えていけば、決して私は不法なことではないですから、今回想定されてる今の段階では、この条例で十分だと認識しております。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦です。

公益法人といっても、いろんな社会福祉法人とか様々ありますね。その中で、例えば町内のある中のそういった福祉法人の中に、これはあくまでも向こうの要請があった場合に、来てもらいたいと要請によってそこに派遣されるのか、それとも、こちらからそこに派遣して勉強したいとか、そういうどちら、両方とも考えられるわけですか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 職員の研修派遣というのは、行政関係の団体、機関あるいは全国地方6団体で組織する機構の中で、お互いにこうした制度が今成り立っておりますから、双方の大部分は、今のところ相手側からの要請文書でこちらが動くというふうになっています。そしてまた一般の研修については、そういうメニューの中からこちらが申し込んでいくというケースもありますけども、こういう長期にわたって派遣というのは、大体基本的には相手方からの要請というものが主じゃないかなと考えております。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第77号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の新旧対照表など

は、黄色の参考資料の1ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第78号、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。玖珠町国民健康保険税の条例新旧対照表は、黄色の参考資料集の4ページです。

質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番(日隈久美男君) 13番日隈です。

健康保険税条例の改正であります。この条例には、所得割額又は資産割額、均等割額等のあれがございませうけど、今回資産割が減っております。資産割が減った理由と、この資産割を該当している市町村です、これが大分県にどのくらいあるのか。それを1点お聞きしたいと思います。

また、もう1点はですね、今度改正になって最高限度額がどのくらい上がるのか。この点についてお聞きいたします。

○議長(藤本勝美君) 帆足税務課長。

○税務課長(帆足一大君) 日隈議員さんの質問にお答えします。

資産割の部分については、今現在、県内で資産割をしているところが5市町村あります。豊後大野市、国東市、日出町、姫島村、そして玖珠町でございます。2分の1にした理由については、現在どこも二重課税の論議もされるところがあります。それで、一遍に資産割を無くすということは、健康保険上の税収確保の面でちょっと均等割とかその世帯に負担が及ぶので、何年かかけて資産割を無くす方向で進めております。

最高限度額については、ランクが、いろいろパターンが、金額を上げた場合のパターンがあるんですけど、その場合で申しますと、現行税率、夫婦、子ども2人、4世帯の場合で申しますと、今の分でいきますと第1案が4万2,400円と第2案が5万7,400円、第3が7万3,500円というようなランクがありますが、平均すると1万8,000円程度ではなかろうかという試算をしております。

以上でございます。

○議長(藤本勝美君) 13番日隈久美男君。

○13番(日隈久美男君) 13番日隈です。

何が1万8,000円ですか。

○議長(藤本勝美君) 帆足税務課長。

○税務課長(帆足一大君) 1万8,000円と申しましたのは、世帯が今回増収、税額を増やして1世帯、2,400何世帯があるんですけど、あ、2,946世帯あります。それで約5,357万4,000円ほど税額

の増収を見込んでおります。その分で割った場合に1世帯当たり1万8,000円というような金額を出してしております。限度額については、73万円ということでございます。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） これで3回目になりますけどね、ちょっとわかりにくい部分がございます、今言った4世帯で平均した場合が4万2,400円と5万7,400円、7万3,500円で、最高限度額が73万円。私の聞いているのはですね、これまでは大体55万ぐらいですか平均が、最高限度額が。それがどのくらい上がるのかということでお聞きしてるんですけど。73万ということでありまして、このくらい、どのくらい上がったのかなど、上がるのかなということをお聞きしてるのでありまして、またですね、もう3回目ですけど、まとめて言いますけど、5市町村が現在資産割額を行っているということでありまして、本町も徐々にそういう形になっていくのかどうか、最後にお聞きしたいと思っております。

○議長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 最高限度額につきましては、変更がありません。ただ、国の制度としては、最高限度額の増というのは、今後も所得の多い所得、高額所得者からの徴収をということで限度額の引き上げが検討されておりますので、また近いうちにそういう条例改正が出ろうかという情勢であります。

それから、資産割につきましては、多くの自治体が資産割を持っておりましたが、資産割は、先ほども言いましたように、二重課税ということの意味合いが強いということで、徐々に減らしていこうと、また無くしていった市町村が多くあります。玖珠町につきましても、そういう流れの中で、今後資産割を無くすという方向で動いております。

以上であります。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案78号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第79号、町道路線の廃止について、質疑を行います。町道路線廃止位置図は、黄色の参考資料集7ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第80号、町道路線の認定について、質疑を行います。町道路線認定位置図は、黄色の参考資料



集 8 ページ、9 ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

2 ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」歳入から、10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで、質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、11ページ、歳入、9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金から、16ページ、歳入、最後まで質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 秦です。

15款の国庫支出金の民生費国庫負担金ということで、子ども手当給付費ということで、これは1億近くの減ということになっております。それで、これはですね、当初の見込額よりかですね、

○議 長（藤本勝美君） 何ページですか。

○12番（秦 時雄君） すみません、12ページですね、12ページの15款の国庫支出金ということで、その1目の民生費国庫負担金、その中の児童福祉費国庫負担金3節の子ども手当給付費ということで、これは1億近くの減ということになっております。これは、ここの説明と、もう1つは、子ども手当は児童手当から子ども手当ということになりましたけども、4月1日からこれは実施されております。それで4月1日から9月は確か30日までに申請をしてください、9月30日までに申請をしないと、要するにももらえない月がありますよということになっておりますけども、申請をしなかった人もおられるのかですね、そういう額が、親がその申請をしないがゆえにこういったことが起こったのかなということ、そこらを説明していただきたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

これは次の項目の歳出と関連がございますが、子ども手当は、22年度当初に2,215人の月額1万3,000円でスタートしました。ただし、このときの対象者の数字に関しましては、公務員の子もさんたちが含まれた数になっております。この子ども手当の支給は、公務員の場合は勤務先の方から直接支給ということ、例えば玖珠町でありますと、玖珠町職員のおよそ百数名いるんですが、その子どもたちに関しては、この手当の支給対象にはならないんです。それで公務員の子もさんたちがどのくらいいるかということが当初は把握ができませんので、申請を待つという形になります。9月議会

で、9月までの申請ですので出せませんでした、今回新たに判明しました分と、それから確かに何人か申請を漏れ者はおられるかと思いますが、徹底して対象者にはご通知いたしました。やむを得ないだろうという方がほんの数名おられます。ただ、それは海外とか手続き上困難をきたしてる、時間がかかった。その結果その方には対象ではなかったんですけどね、結局。そういうことで大体対象者にはほとんど申請をしていただいております。ここを出てる分は、ほとんどが増額した、それでも見込みがあります。出生がありますので、それと転入がありますので、その分を足しまして、この当初予算に組んだんですが、概ねこの中の9割は公務員の関係者であったということで、それが判明しましたので、今回の議会で減額を申し入れさせていただきました。

以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に17ページ、歳出、1款議会費から、24ページ、5款労働費1項労働諸費まで、質疑を行います。質疑ありませんか。

5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 工藤です。

18ページの3目の財産管理費として、区分のところでは19で負担金補助及び交付金、これは280万9,000円上がっていますが、この割合はどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 帆足財政課長。

○財政課長（帆足博充君） お答えいたします。

19節分収林の売却交付金であります。森林農地整備センターの造林事業による立木売却に伴う収入をもって地元へ交付する内容であります。その内容であります。これは、収入のところにも不動産売却収入として今回421万2,000円を計上いたしております。森林農地整備センターの造林事業による収益分収として町が20%、それから地元が40%、それからセンターが40%で100%になるわけです。歳出といたしまして、収入といたしましては町分と地元40%、60%分が収入して、そのうちの40%分、地元分を歳出、ここの280万9,000円で組んだところであります。

ちなみに、内訳的には、万年山団地とアタタメ団地、この2団地の収入に対する40%分を地元へ交付するものであります。

以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦です。

22ページですね、2目の児童措置費ということで、2,107万8,000円ということで、この児童措置について、これを説明をしていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

先の議会のときも、措置費に関しての答弁でお答えをしておりますが、年々、就労それから家庭内の収入が減ということで、これまで在宅で見ていた子どもさんたち、それから小さい間だけ見ていこうというような家庭が多かったのですが、ここ数年、ほんとに1、2年のことですが、かなり母親が就労する家庭が多くなりました。それと、年齢的にも3歳から保育園に預ける形から、ゼロ歳からすでに保育園の方に預けていくという対象児童が増えております。その関係で増額させていただいてます。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） 8番宿利です。

4款衛生費の1目保健衛生総務費の中ですね、19節の負担金補助及び交付金のドクターヘリ運行経費負担金は、これは負担金の算出方法というのはどういうふうになっておりますか。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） ドクターヘリに関しましては、1回10万の町村負担なんですけど、県の医療大惨事の救急医療圏の対策事業の中にも入っておりますので、2分の1です。今回増額させていただくのは、3回の予算編成をしたんですが、すでにもう3回使いましたので、残りの期間2回、なければ結構なんですけど、増額させていただいてるものです。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8番（宿利俊行君） そうしますとね、ドクターヘリを運行するのは、行政が許可するとかそういう仕組みになっておるんですか。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） これは県の医療体制整備の中で、緊急に生じた、前のその3件というのも玖珠町民ではないんですね。玖珠町内の管轄で起こった事象に対して、緊急を要する場合、警察、もちろん救急隊員もそうなんですけど、そこから県の方に要請が入ります。うちの方に最終的には請求も一緒にくるという形になってます。ですから、緊急事態の場合に、その圏域内で起こった場合の受け入れ先、その圏域が玖珠町であれば玖珠町が出すということですね。

以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 21ページです。21ページに、3目に障害者福祉費とあります。その中で、1,378万6,000円の補正がなされております。そういう中で、説明の中に福祉ホーム運営費補助金

というのがあります。10万8,000円ですね。これはどういうことでしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） これは、町外に福祉ホームにある方が入所する場合に、入所に関して準備支度金というのが要ります。お布団とか小さな日常に使う物なんですけど、それを準備して次の施設にお願いするという形もあります。その関係でお一人なんですけど、その方の分が不足したということです。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく24ページ、6款農林水産業費から、34ページ、10款教育費6項保健体育費、最後まで質疑を行います。質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 6款の11目15節の工事費、これは町長議案説明のときに、古後井路水門と説明ございましたけど、古後井路の水門は土地改良区の大体管轄じゃないかと思いますが、町が水門工事をなされるのかどうかですね。そして、どこに水門工事をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） この600万につきましては、当時、都市下水路、塚脇の万年山神社の行く参道のところに、あそこ何町になるんですかね、中央町のところに古後井路から都市下水路で玖珠川に抜く水路があります。その水路の水門を当時町で建設をしておりますすでに25年の経過ということと、それから、その水門が手動による開閉ということになっておまして、町部に最近ゲリラ豪雨等ありまして、その水門の開閉が非常に遅れて町部に水が出るということでありまして、この水門が古くなったのと同時に、併せて転倒ゲートと、ある程度の水が来れば転倒して都市下水路に流れていくということで、町の方で建設の方を計画をしております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 大体わかりますけど、今、商店街の中に家がございますよね、その中を下を今、下水道が通っておりますよね、その水門が元を変えるということですか。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） そうです。一番入り口になるところになりますので、一番最初の水門になります。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） これは、土地改良区とやる事業なんですか、町単でやる事業なんですか。

○議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 町の単独事業になります。土地改良区とは協議が終了しております。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

10番清藤一憲君。

○10番（清藤一憲君） 10番清藤です。

7款3目の観光費の工事請負費ですね、15節の、これ三島公園の池の泥を取るということでお聞きしたんですけど、どういう目的かお聞きしたいなど。

○議長（藤本勝美君） 河島商工観光室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 今の三島公園の件ですが、三島公園の件は、工事請負費でなくて委託料の中で組んでおります。この件につきましては、今の三島庭園の池の部分が、調査をしましたところ、40センチぐらい泥が溜まって、鯉が息をしにくいような状態になってる状態があります。それで、これをもう長年、泥の撤去をやってなかったものですから、その撤去を計画をしておるところであります。よろしいですかね。

○議長（藤本勝美君） 10番清藤一憲君。

○10番（清藤一憲君） 10番清藤です。

上からの泥ちゅうのは、もう毎年ずっと落ちてきて溜まるんですけど、あそこへ入る水の方がないんですよ。三島の住宅から流れる水ぐらいしかないし、商工青年部が自費で掘ったのがタイマーで少しずつ流れて来るぐらいで、池自体というのは非常にきれいになりにくいんです。僕たちも何回かあそこを商工青年部なりなんなりで清掃したんですけど、非常に鯉を入れると逆に水が濁るんです。水をきれいにしようと思えば、鯉を全部撤去しないと、いつまで経ってもきれいな池にはならないという事の繰り返しじゃないかなと思うんです。多分あそこは、ほかの池に比べて浅いです。浅いから、鯉がちょっと跳ねると、もう泥がぱつと出て、何回掃除しても同じことだというふうに思いますし、下にはコンクリじゃなくて赤土で全部固めたので、公園ですからしていますから、その辺非常に注意していただきたいのと、ほんとにきれいにしようと思えば、鯉を全部撤去することと、水を入れることをしなきゃ、これ何回しても同じような結果になってくるんじゃないかなということをやっと感じたんで、質問させていただきました。

○議長（藤本勝美君） 河島商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 今、作業の計画をしておりますので、その件につきましては、その作業の検討の中で是非検討させていただきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 10番清藤一憲君。

○10番（清藤一憲君） 多分浅い池のところへ行ってみると、大概、柳川の御花にしろ、もうこのくらいの魚しか入れてないです。大きな魚を入れたら、絶対もう泥ちゅうのはいくらしても濁りますの

で、まして国の指定が近い将来あるということですので、鯉というものを根本的に考えて工事をしないと、ということだけご忠告を申し上げておきます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかに質疑ありませんか。

5番工藤重信君。

○5番（工藤重信君） 5番工藤です。26ページの2項2目の道路新設改良費として、区分の17に公有財産の購入費、これ用地購入費として506万2,000円上がってるんですが、これはどこのことでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） これは、長匆線の用地費の関係でございます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 31ページの1目の幼稚園総務費ですね、これ初日の町長よりの説明がありました。国の予算ということで、きめ細やかな交付金を使った事業ということで、その中で次の32ページに、工事請負費1,812万6,000円とありますけども、これはどこの幼稚園の工事を指すわけですか。どういった工事をやられるんですか。

○議長（藤本勝美君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 今、秦議員の幼稚園の工事ということでございますが、これは森幼稚園と玖珠幼稚園の工事でございます。中身は、森幼稚園はスロープ、車いす等の入れる今スロープございませんので、こちらを今考えております。それから玖珠幼稚園は外壁等ございますので、そこらあたり、それから外から入ってくる廊下等の雨除け等についても今考えております。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に36ページ、平成22年度玖珠町給与費明細書一般会計補正から、45ページ、最後まで質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号、平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号、平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号、平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号、平成22年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出してください。

1ページ、平成22年度玖珠町水道事業会計補正予算から、15ページ、補正予算実施計画明細、支出最後まで質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第85号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

## 日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第75号から議案第85号、請願2件、陳情4件)

○議 長（藤本勝美君） 日程第2、上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第75号から議案第85号までの11議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第85号の11議案は、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。

次に、請願2件、陳情4件につきましては、会議規則第92条並びに95条の規定により、あらかじめ配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、請願2件、陳情4件につきましては、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日9日から12日までの4日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日と14日は一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日9日から12日までの4日間は各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日、14日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月8日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員